

ショーペンハウアーにおける類比推論について

——「実在性」はいかにして可能か——

太田匡洋

はじめに

本稿の目的は、ショーペンハウアーの『意志と表象としての世界』⁽¹⁾における「類比推論 (Analogieschluss)」の構造を明らかにし、その整合的な解釈を提示することである。ショーペンハウアーは、カント哲学の枠組みに基づいた表象一元論的な認識論を構築している反面、「物自体」を「意志」として同定することで、世界を「意志」の現象とみなす独自の形而上学を展開する。ここで「物自体」を「意志」として同定する際に鍵の役割を果たすのが、われわれの「身体」の特殊性であり、表象としての外的世界における「物自体」の究明は、表象であると同時に「意志」としての本質を持つ「身体」を起点として、「身体との類比によって」(WW I, §19, S.125) 行われる。

自然界のあらゆる客観は、我々自身の身体ではないから、二重のしかたで与えられているわけではなく、ただ表象としてわれわれの意識に与えられているにすぎない。しかしわれわれは、これらあらゆる客観をも、身体との類比によって (nach Analogie jenes Leibes) 判定することにしてみよう。そうして、その立場からわれわれは、自然界のこのあらゆる客観が一方では身体とまったく同じように表象であり、この点で身体と同質的であること、さらに他方では、自然界のこのあらゆる客観が主観の表象として存在していることを別にした上で、それでもなお残るものが、その内的な本質からみて、われわれにおいて意志と名付けてきているものと同一であるに違いないこと、こういったことを想定することにしよう。(WW I, §19, S.125, 邦訳, I, 232 頁, 一部改変)

このような、表象としての外的世界と、表象であると同時に「意志」としての性格を持つ「身体」のあいだの類比によって、外的世界の「内的な本質」としての「物自体」を「意志」として同定するプロセスは、一般に「類比推論」と呼ばれており⁽²⁾、ショーペンハウアーの形而上学の成立にとって重要な役割を担っている。

従来解釈において、この「類比推論」は、ショーペンハウアー哲学の理論的な脆弱さ

の象徴として批判の対象とされてきた。そのような解釈においては、この「類比推論」は、「物自体としての意志」を論理的に導き出す構造的な「証明」と見なされ、さらに内容の上からは、たんなる「推測」のプロセスとして理解される傾向があった。これに対して本稿では、ショーペンハウアーの「類比推論」を哲学体系の全体との関わりの中で捉え直すことで、「類比推論」の役割について改めて考察を行い、ショーペンハウアー哲学の統合的な解釈を可能とすることを旨とする。

1. 「実在性への問い」としての「類比推論」

本章ではまず、「類比推論」の哲学体系の全体における役割を確認する。それによって、「類比推論」の役割が、経験的な事実としての「実在性」の基礎づけをなす、「実在性への問い」であることを明らかにする。

1.1 「物自体としての意志」の実在的性格

本節では、「類比推論」の対象である「物自体としての意志」の、哲学体系の全体における位置づけ・役割を考察する。

ショーペンハウアー哲学において「物自体としての意志」が最初に登場するのは、自然の諸現象の成立に説明を与える「自然哲学」の文脈であり、しかも一見きわめて人工的な推論操作にみえる「身体との類比」によるものである。それゆえ、「類比推論」が対象とする「物自体」は、自然現象の説明のための抽象的な「想定」に留まるものとして解釈されることも、一見すると可能であり、事実そのような解釈傾向が従来の解釈においては存在してきた。

しかし、ショーペンハウアー哲学の全体を見返したならば、「物自体としての意志」は、たんに自然現象の説明のための「想定」の対象に尽きるものではなく、同時に、経験における事実としての美的観照や道徳的行為の成立に対して実在的な関係を有するものとしての位置づけを有している。これら美学や倫理学の文脈においては、美的観照や道徳的行為などの経験そのものは、あくまでも事実として位置づけられており、これらの事実をその成立根拠としての「物自体としての意志」の観点から捉え返し、批判的に解明することが、哲学における課題とされている。したがって「物自体としての意志」は、実際の経験としての美的観照や道徳的行為を可能にする、「経験の可能性の制約」として位置づけられているといえる⁽³⁾。

このような「物自体としての意志」の経験への関わりは、「類比推論」の文脈においては、総括的に「外的世界の実在性 (Realität der Außenwelt)」(WW I, §19, S.124)と呼ばれている。

る。それゆえ、「物自体としての意志」は「外的世界の実在性」の可能性の制約であるといえよう。以下では、この「実在性」の概念へと焦点をあて、「類比推論」の位置づけを明らかにする道程をつける。

1.2 「実在性」概念の二義性

前節では、「物自体としての意志」が有する、「外的世界の実在性」の可能性の制約としての位置づけを確認した。ここで語られる「実在性」は、表象論の文脈で述べられている「実在性」とは異なる性格を有している。本節では、この二つの「実在性」の違いについて確認し、「物自体としての意志」が役割として担う射程を確認する。

表象論の文脈においては、そのつど意識の内に生起する「表象の直接的な現在」(Go, §20, S.23 / G, §19, S.30)と、経験の全体を構成している表象の全体である「全体表象」(ibid.)が区別されており、この「全体表象」を構成していることが、表象における「実在性」の成立の条件とされ、この条件を満たしている表象の全体が、狭義の「経験⁽⁴⁾」と呼ばれている。このように、表象における「実在性」とは、実際の経験における認識の対象としての表象と、経験のうちに場所をもたない単なる想像の産物とを区別するための、表象そのものの次元における徴標をなすものである。

これに対して、主著の第2巻においてショーペンハウアーは、我々の身体が表象であると同時に、「意志」としての側面を持つことを指摘した上で、それとパラレルなかたちで、外的世界における「内的な本質」の究明を、問いとして設定する。そして彼は、世界をたんなる表象とみなす立場を「理論的エゴイズム」と呼び、このような立場にとっては、経験的認識の対象としての外的世界における諸表象もまた、たんなる「幻影 (Phantome)」と同等の価値しかもたないことを指摘する。

この問こそ前の巻ですでに述べたように、外界の実在性に関する問題の本来の意味なのである。この点を否定するのが理論的エゴイズムの趣向なのであって、かく否定することで、理論的エゴイズムは自分自身の個体以外のすべての現象を幻影とみなすにいたる。(WW I, §19, S.124, 邦訳, I, 230 頁)

ここでは、「外的世界の実在性」の名のもとに、新たな「実在性」概念が導入されている。この二つ目の「実在性」は、たんなる記憶や想像の産物としての表象と、外的な世界の表象の区別における、いわば質的な徴標をなしており、「物自体としての意志」の経験に対する関わりを、総括的に表現したものとなっている⁽⁵⁾。以下では、表象そのものにおける「実

在性」を、「表象の実在性」と呼び、そして上述の様な、実在的な外的世界を、記憶や想像から、「物自体としての意志」との関わりによって区別している「実在性」を、「意志の実在性」と呼ぶことにしたい⁽⁶⁾。

1.3 「総論」としての自然哲学と「実在性への問い」としての「類比推論」

本節では、「物自体としての意志」が理論的に導入されるパートであり、一般に「自然哲学」と呼ばれる、第2巻「意志としての世界の第一考察」が、哲学体系の全体のなかで有する位置づけを捉え直すことで、「類比推論」が体系において担っている役割を確認する。

前述のように、この自然哲学は、自然の諸現象に対して「意志」との関わりの中で説明を与えるパートとして、美学や倫理学に対して独立的・並列的な位置づけを与えられ、哲学体系の全体の文脈から切り離して理解される傾向があった。しかし、ここまで確認してきた「意志の実在性」の事実性や、ショーペンハウアー自身が主張する、彼の哲学体系の一体性をふり返るならば⁽⁷⁾、この自然哲学の議論は、美学や倫理学を含む全体との関わりの中で捉えなおされねばならない。

この観点に立つならば、自然哲学は、美的観照や道徳的行為などの具体的な経験を扱う美学や倫理学に対して、それらの形而上学的な前提である「物自体としての意志」そのものの基礎づけと原理的叙述を担う、「総論」として位置づけられる。すなわち自然哲学は、「意志の実在性」の具体的な内容である共苦や美的観照を各論として主題化する倫理学や美学に先立ち、それらの事実性を支えとしつつ、多様な諸現象に対する「物自体としての意志」の唯一性や、その「客観化の段階」であるプラトンのイデアなどの形而上学的な枠組みを用意するパートであり、換言すれば、総論としての「形而上学」を準備する、「形而上学」全体の超越論的な基礎づけと原理的な叙述を担うパートであるといえよう⁽⁸⁾。

この自然哲学の理解にたてば、その中核をなす「類比推論」のプロセスもまた、総論的な定式である「意志の実在性」を主題として、総論としての形而上学の観点から、「意志が物自体である」という命題そのものを基礎づけるプロセスであると考えられる。そして、この「類比推論」を構成する問いを、ショーペンハウアーは、この意味において、「実在性への問い」(WW I, §19, S.124)と呼ぶ。それゆえ、この「類比推論」の問いを定式化するならば、総論としての「意志の実在性への問い」であると言うことが可能である。

この意味における「実在性への問い」を、ショーペンハウアーは「外界の実在性への問いの本来の意味」(ibid.)であると指摘する。前述のように、この「意志の実在性」は、「物自体としての意志」へと根拠づけられるが、ショーペンハウアーはその論証の過程で、この「意志の実在性」の根拠を、「身体」における「意志」へと関係づける言及をする⁽⁹⁾。

以下では、「類比推論」の成立を、具体的な文脈に即して確認し、「類比推論」における「物自体としての意志」の権利づけが、その成立を「身体における意志」へと根拠づけることで果たされていることを明らかにする。

2. 「類比推論」の役割について —— 「意志の実在性」の基礎づけ

以上では、「類比推論」の役割について、その哲学体系の全体との関わりの観点から考察した。以下では、「類比推論」の実際の内容について、具体的な文脈に即して確認する。

2.1 「意志の実在性」の成立の構造

本節では、「類比推論」が問いの対象とする「意志の実在性」の成立について、客観的原理である「物自体としての意志」と、主観的原理である「超越論的意志」の観点から、その成立の構造を確認する。

2.1.1 「物自体としての意志」と「意志の実在性」の成立 —— 客観的原理として

以上で確認したように、「意志の実在性」は、「物自体としての意志」へと根拠づけられることで、その形而上学的な基礎づけがなされる。そして今度は、このような「物自体」に認められるべき存在性格、すなわち時間・空間の非妥当性や無根拠性などとの関わりにおいて、「意志としての世界」の成立が批判的に究明される⁽¹⁰⁾。

このような議論は、「意志の実在性」をめぐる問題が、世界の「内的な本質」の究明へと読みかえられ、それが「物自体」の究明と同一視されることで、初めて可能になる。ここで「物自体」は、「意志の実在性」を支える客観的な原理として考えられ、表象とは「まったく種類を異にした」(WW I, §21, S.131)ものとして位置づけられる。なぜ「意志の実在性」は、「主観と客観への分裂」(WW I, §1, S.3)という、表象論の枠組みに対して、この枠組みを逸脱する「物自体」という定式を必要としたのであろうか。

この「意志の実在性」における「物自体」という定式の由来は、身体における「意志」が主題とされている『根拠律』の議論まで遡る。『根拠律』のもともとの狙いは、主観と客観の一体性に立脚することで、カントの認識論を批判的に再組織化し、「物自体」を消去した体系を構築することにある⁽¹¹⁾。しかし、身体的な行為を規定する根拠としての「行為の根拠 (Grund des Handelns)」(Go, §45, S.74)においては、内感の対象である「意欲 (das Wollen)」(Go, §44, S.73)は、他の性質のように単なる認識主観と客観の関係性へと回収されることはなく、「意欲の主体 (Subjekt des Wollens)」(ibid.)という新たな定式へとその成立根拠が求められる。そして、この「意欲の主体」が「意志」と呼びかえられ、その認識

主観との同一性 (Identität) が指摘されることで⁽¹²⁾、主著の意志論への前提が準備されることとなる。

このように、「意志の実在性」が、「物自体」という定式を必要とした理由は、身体における「意志」の、認識主観と一体化した「意欲の主体」としての存在性格のうちに、認めることが可能である。

2.1.2 「超越論的意志⁽¹³⁾」の働きと「意志の実在性」の成立 ——主観的原理として

では、この『根拠律』における「意志」と、「意志の実在性」の成立のあいだには、いかなる関係が認められうるのであろうか。

鎌田康男は、ショーペンハウアー哲学における「意志」の働きに、二つの契機⁽¹⁴⁾の存在を指摘する。第一に、「意志」の働きには、表象の成立そのものを可能にする機能があり、そのような「意志」の働きを、鎌田は「超越論的契機」(鎌田, 1989, 5 頁)と呼ぶ。第二には、表象の成立そのものの次の段階である、個々の行為を成立させる働きが存在しており、そのような「意志」の働きを、「弁証的契機」(鎌田, 1989, 6 頁)と呼ぶ。この二つの契機は、『根拠律』における、主観的な原理としての「意志」概念(「意欲の主体」)から取り出されており、この両者の契機を担う『根拠律』の「意志」全般を、高橋陽一郎は「超越論的意志」(高橋, 2000, 236 頁)と呼ぶ⁽¹⁵⁾。

これらの先行研究の指摘に従えば、『根拠律』における「意志」には、行為の成立に並び、経験そのものの成立に関わる働きが存在する。そして、この「経験の成立」という契機に着目した場合、この「意志」には、「表象としての世界」すなわち「表象の実在性」の可能性の制約にくわえ、「意志の実在性」の成立の根拠もまた、求められねばならない⁽¹⁶⁾。

では、「意志の実在性」の成立の根拠が、身体的な行為の規定に関わる「超越論的意志」に求められうることと、その根拠が同時に「物自体」という仕方で考えられること、そして「物自体」の導出が「身体との類比」によっていること、これらの間には、いかなる関係が認められうるのであろうか。以下では、「実在性」の成立において「身体」が果たす役割を確認することで、「類比推論」の内実へと迫り、「身体との類比」の意味するところを明らかにする。

2.2 「実在性」の成立と「身体」の働き

本節では、「表象の実在性」と「意志の実在性」の成立に際して、「身体」が果たす役割を考察する。それによって、「物自体としての意志」との関わりのなかで捉えられていた「意志の実在性」の成立について、認識論的な観点を確保しつつ、「身体」との関わりのなかで

明らかにする。

2.2.1 「表象の実在性」と「身体」

「表象の実在性」は、「表象の直接的現在」が「全体表象」に組み込まれることによって成立するものであったが、そのような「全体表象」が成立するための出発点の役割を果たしているのが、「直接の客観」としての「身体」である。「表象の直接的現在」が、「身体への触発」へと読みかえられ、それを起点として、表象の結合の原理である「因果性 (Kausalität)」に従い、「全体表象」が形成されたうえで、さらに「身体」そのものが一つの客観として、みずから「全体表象」へと組み込まれるプロセスを通じることで、狭義の「経験」あるいは「客観的な実在世界」(Go, §19, S.23)が、「全体表象」というかたちで成立する。この「身体」の位置づけと「実在性」の成立との関係について、『根拠律』第一版では次のように述べられる。

ファンタスマ (=記憶や想像の対象) が生き生きとしたものであればあるほど、その間、直接の客観が意識に直接現在する度合いはいっそう希薄になる。ファンタスマがきわめて生き生きとしたものとなった結果として、意識から直接の客観が完全になくなってしまった場合は、直接の客観が再び意識に現れない限り、われわれはファンタスマをファンタスマとして認識できない。(Go, §22, S.28, 邦訳, 37 頁, 一部改変, 括弧内は引用者による)

「表象の実在性」においては、実在的な外的世界と、記憶や想像の対象とのあいだに、質的な区別が存在しない。それゆえ、いったん「実在性」ということを捨象したならば、ひとつの「経験」への帰属はその支えを失い、「経験」はいわば多義的に考えられうることになる。このような構造のなかで、「客観的な実在世界」、換言すれば、ひとつの「経験」への帰属の基準となるもの、つまり「全体表象」への帰属を保証する役割を担っているのが、「直接の客観」としての「身体」である。

このような、ひとつの「経験」の成立は、超越論的主観性としての役割を、それ自体が実在的客観である「身体」そのものが担うことで、初めて可能となる。すなわち、「実在性」の成立は、たんなる認識主観によるのではなく、それ自体が「客観的な実在世界」のひとつの客観として存在し、「経験」の一つの部分として因果的な結合関係の一部をなす「身体」が、同時に認識主観としての働きを担う限りにおいて、初めて可能となる。したがって、「実在性」の成立において「身体」は、その主観的・超越論的な性格によって、ひとつの「経験」への諸表象の結合を可能にし、その客観的・実在的な性格によって、因果性によ

る結合の総体としての「経験」という「表象の実在性」の成立の可能性の制約をなしている。

2.2.2 「超越論的意志」の働きと「身体」——「意志の実在性」と「身体」①

このように、「表象の実在性」の成立には、その制約として「身体」が関わっている。これらを踏まえ、以下では、「意志の実在性」において、「身体」がどのように関わるかを考察する。

前の箇所で、「超越論的意志」の働きについて確認し、表象の成立そのものにおいて、すでに「意志」の働きが存していることを確認した。したがって、叙述の上では区別されている、認識主観と「超越論的意志」は、事柄それ自体に即して考えるならば、一体のものであることがうかがわれる。

「身体が意志である」という命題をショーペンハウアーが掲げるに際しては、ショーペンハウアー自身が身体の随意運動を真っ先に挙げているために⁽¹⁷⁾、ここでの「意志」とは、たんに「弁証的契機」を指していると、一見すると思われる。しかし、「身体」が同時に主観的・超越論的な性格を有していることを考えあわせると、「身体が意志である」という場合の「意志」には、同時に超越論的な働きとしての側面も認められなければならない。したがって、「身体が意志である」と言われるとき、このような「意志」は、「弁証的契機」に加え、それと一体のものとしての「超越論的契機」を含む、「超越論的意志」の働きの全体を有していると考えられる。

しかし、「意志」の「超越論的契機」そのものは、それ自体としては認識の対象とはならず、せいぜい「自発性」として認識されるのみである。それゆえ、「意志」の最も直接的で判明な認識をなしているのは、「意志」の「弁証的契機」の最も直接的な表現としての、身体運動を通じた「意志」の認識であり、わたしの「身体」における「意志」の表現が、「意志」そのものへの認識を可能にする役割を果たすのもそれゆえである⁽¹⁸⁾。この「身体」と「意志」の同一性について、ショーペンハウアーは、「意志は身体のア・プリオリな認識であり、身体は意志のア・ポステリオリな認識である」(WW I, §18, S.120)と述べている。この、ア・プリオリに認識されるかぎりでの「意志」が、身体経験そのものに先立って、「超越論的意志」の働きを担っているのであり、そのような「意志」の働きを「弁証的契機」というかたちで積極的に表現しているのが、ア・ポステリオリに成立する身体経験であるといえよう。

したがって、他ならぬ「客観的な実在世界」において「意志の実在性」が成立することは、「表象の実在性」の制約をなす「身体」が、「意志の客体性」としての性格と同時に、

「超越論的契機」を含む「超越論的意志」の働きの全体を担っていることによって可能となる。換言すれば、「意志の実在性」が「外的世界の实在性」と呼ばれ、「表象の実在性」と成立の領域を等しくすることは、主観的な原理としての「超越論的意志」の働きを担うのが、同時に「表象の実在性」の成立の制約をなす「身体」であることによって初めて可能となる。

そして、この「意志の実在性」が、他ならぬ「意志」として理解されることは、それ自体が世界に属している「身体」において、「超越論的意志」の働きが成立しているがゆえに、この「身体」における「意志」の表現が、「意志の客観性」として、「意志」そのものの「最も判明な現象」(WW I, §22, S.132)の資格を持つことによって、その正当性を獲得する。この構造のゆえに「身体」は、「意志としての世界」を形而上学的に究明するうえでの手引きとしての位置を担うるのである。

2.2.3 「物自体としての意志」と「身体」 —— 「意志の実在性」と「身体」②

以上のように、「身体における意志」の超越論的な働きが、「意志の実在性」の根拠として示されることで、その客観的な定式としての「物自体としての意志」もまた、その成立が権利づけられる。そして、「物自体としての意志」から自然の全現象を捉え返すプロセスを通じて、「身体」そのものもまた、「物自体としての意志」の「客観化の段階」へと位置づけなおされる。もともと「意志の実在性」の超越論的な可能性の制約であった「身体」は、ここでは「物自体としての意志」の「最も判明な現象」として位置づけられたうえで、それ自体は現象ではない「物自体」が、現象からとられた「意志」という名で呼ばれうる根拠とされる。そして「物自体としての意志」は、人間の「身体」における「意志」を手引きとしてその性格が語られ、「意志の客観化の高次の諸段階」(WW I, §26, S.155)である「人間の意志」(WW I, §22, S.132)から見返すかたちで、すべての現象は各々の段階のうちへと秩序づけられることとなる。

このように、「意志の実在性」の主観的な原理の担い手であった「身体」は、「意志の実在性」を客観的な原理としての「物自体としての意志」へと根拠づけるプロセスを通じて、この「意志の実在性」を支点として、「物自体としての意志」の観点から再定式化され、経験のなかにその場所を与えられる。

2.3 「類比推論」の役割

ここまで、「物自体としての意志」に根拠づけられた「意志の実在性」が、その超越論的な成立根拠を「超越論的意志」に持つことを確認し、この両者にまたがることで両者の結

節点に位置しているのが「身体」であることを確認した。では、経験の成立が、「超越論的意志」の働きによっているという、認識構造上の事実から、このようなものとしての「意志」が、同時に世界そのものの側に想定されるべき「物自体」としても考えられうるものが、いかにして可能となるのであろうか。また、そのような「物自体」は、いかなる資格のもとに存在することになるのであろうか。

ここまで、「類比推論」が「意志の実在性」の可能性の制約を問うものであることを確認し、その主観的原理と客観的原理について確認した。ここまでの議論をふり返るならば、「類比推論」は、「客観的な実在世界」における「意志の実在性」の成立の可能性の制約について、その超越論的な根拠である、主観的な原理としての、「超越論的意志」の「身体」における働きと、その客観的な原理としての「物自体としての意志」を、超越論的な観点から関係づけることで、主観的な原理へと根拠づけられていた「意志の実在性」を、客観的な原理へと根拠づけ、客観的な定式へともたすことを可能にする役割を果たしていると考えられる。その際、「類比 (Analogie)」という言葉は、「超越論的意志」の働きと「物自体としての意志」の間の、超越論的な関係性を、言いかえれば「物自体としての意志」の超越論的なステータスを、表現していると考えられる。そして「身体」は、「意志の実在性」の主観的な原理にして、「意志」の最も判明な認識であると同時に、それ自体が世界に属していることで、「身体との類比」を回転軸に、「意志」の「最も判明な現象」として、客観的な原理から再定式化され、体系のうちへと組みこまれるのである。

以上のことを換言すれば、「意志の実在性」という経験の基礎づけをめぐって、その主観的な原理としての「意志」が、客観的な「物自体」という定式への移行を果たすための、超越論的な関係づけ・権利づけの役割を果たしているのが、「類比推論」であると言えよう。

まとめ

ショーペンハウアーの「類比推論」は、「物自体としての意志」を論理的に導出する構成的な「証明」ではない。「類比推論」は、経験における事実としての「意志の実在性」の基礎づけである「実在性への問い」として、「意志の実在性」の可能性の制約として働く主観的な原理である、「身体」における「超越論的意志」の働きから、その客観的な定式としての「物自体としての意志」の成立を権利づけ、両者の超越論的な関係性を表示するプロセスである。

註

(1) ショーペンハウアーの原典からの引用に際しては、慣例にならい Arthur Schopenhauer, *Sämtliche*

Werke, 7 Bände, hrsg. von Arthur Hübscher, Wiesbaden: Brockhaus を使用した。ただし、1820年の「哲学講義 (Philosophische Vorlesungen)」の引用に際しては、*Sämtliche Werke*, IX&X, hrsg. von Paul Deussen, München: Piper Verlag を使用している。引用にあたっては、『意志と表象としての世界 (*Die Welt als Wille und Vorstellung*)』(正編) = WW I, 『充足根拠律の四方向に分岐した根について 第1版 (*Über die vierfache Wurzel des Satzes vom zureichenden Grunde*, 1813)』(以下、『根拠律』と呼ぶ) = Go, 第2版(1847) = G, と略記し、「哲学講義 (Philosophische Vorlesungen)」は、Deussen, Bd. (巻番号) と略記する。訳出に際しては、主著の邦訳として、2004, 西尾幹二訳『意志と表象としての世界 I～III』中央公論新社 (以下、巻数のみ略記)、『根拠律』の邦訳として、2000, 鎌田康男ほか訳「ショーペンハウアー『充足根拠律の四方向に分岐した根について』第一版」(鎌田康男ほか訳著『ショーペンハウアー哲学の再構築——『充足根拠律の四方向に分岐した根について』(第1版)訳解』法政大学出版局に収録) を使用した。

(2) たとえば、Hübscher(1973), S.53 など

(3) ショーペンハウアー哲学における「意志」のこの側面を指摘している論文として、鎌田(1989)が挙げられ、前掲論文の p.5 や p.9 で集中的に論じられている。本論におけるショーペンハウアーの「意志」概念の理解は、この論文に負うところが大きい。

(4) 「経験、すなわち、ひとつの全体表象 (die Erfahrung, d.h. eine Gesamtvorstellung)」(Go, §19, S.22)

(5) なお、ここで引用した「理論的エゴイズム」は、それが文字通り理論的な可能性の域を出ないことを根拠として退けられる。このことから、自然哲学の文脈において「意志の実在性」がもつ事実としての性格が読み取れる。

(6) 次の記述も参照。「というのも、すべての実在性はわれわれにとってかの二つの要素 (意志と表象) しかもない。そして、これ以外の概念の欠如から、われわれには他の選択が許されていない。」(Deussen, Bd. X, Cap.4, S.41, 括弧内は引用者による)

(7) WW I, “Vorrede zur ersten Auflage”, S.VIff.

(8) この自然哲学のもつ「総論」としての性格は、主著と同じ構成をもつ1820年の「哲学講義」において明瞭に表現されている。ここでは自然哲学にあたる議論が「自然の形而上学 (Metaphysik der Natur)」(Deussen, Bd. X, Cap.1, S.15)と題された上で、「美の形而上学」(ibid. S.19)や「人倫の形而上学」(ibid.)とは異なり、「形而上学」と同義であることが指摘され(ibid. S.15)、「世界の内的な本質の認識」という一般的な問いが主題として設定されている。

(9) WW I, §19, S.125, Vgl. Deussen, Bd. X, Cap.4, S.41

(10) Vgl. WW I, §. 24, Deussen, Bd. X, Cap. 8, S.61f.

(11) Vgl. Go, §. 16

(12) Vgl. Go, §. 43, S.73

(13) この言葉は、高橋(2000)のなかで、後述する鎌田による「意志」概念の区分を受けて用いられている言葉である。以下では、高橋のこの概念に基づいて考察を進める。

(14) この区分は、鎌田(1988)ならびに鎌田(1989)のなかで行われている分類である。本論における、ショーペンハウアー哲学における「意志」の機能の理解はこの論文に負っており、本論ではこの分類に基づき考察を進める。

(15) 高橋(2000), 236, 257 頁を参照。本論では、この「超越論的意志」という概念に基づいて考察を進める。

(16) 鎌田らは、「意志の実在性」という観点からの「超越論的意志」の考察はしていない。しかし、「意志の実在性」が、経験における事実としての位置づけを有しており、この「経験」を成立させている超越論的原理が、主観的な原理としての「超越論的意志」の働きである以上、「意志の実在性」の成立が可能となる根拠として、この「超越論的意志」の働きが考えられねばならない。

(17) 「意志のほんとうの働きといえば、それはいずれであれ、ただちに、必然的に、身体の運動のことである」(WW I, §18, S.119, 邦訳, I, 221 頁)

(18) 「物自体」が、「意志」という言葉によって呼ばれることもまた、このような身体における運動が、「物自体としての意志」の最も判明な現象とみなされるかぎりにおいて、権利づけられる。このことをショーペンハウアーは、「優れたものに準じた命名 (denominatio a potiori)」と呼んでいる。WW I, §. 22, S.132, Deussen, Bd. X, Cap.7, S.60

文献

- Schopenhauer, A.(1962). *Die Welt als Wille und Vorstellung*, in: *Sämtliche Werke*, hrsg. von. Arthur Hübscher, II, Wiesbaden: F.A. Brockhaus (2004, 西尾幹二訳, 『意志と表象としての世界 I～III』, 中央公論社)
- (1950). *Über die vierfache Wurzel des Satzes vom Zureichenden Grunde*, in: *Sämtliche Werke*, hrsg. von. Arthur Hübscher, VII, Wiesbaden: F.A. Brockhaus (2000, 鎌田康男・斎藤智志・高橋陽一郎・臼木悦生編, 『ショーペンハウアー哲学の再構築——『充足根拠律の四方向に分岐した根について』(第1版)訳解』, 法政大学出版局)
- (1913). *Philosophische Vorlesungen*, in: *Sämtliche Werke*, hrsg. von Paul Deussen, IX&X, München: Piper Verlag.
- Hübscher, A.(1973). *Denker gegen den Strom. Schopenhauer: Gestern – Heute – Morgen*, Bonn: Bouvier Verlag
- Kamata, Y.(1988). *Der Junge Schopenhauer: Genese des Grundgedankens der Welt als Wille und Vorstellung*, Freiburg / München: Verlag Karl Alber
- 鎌田康男(1988). 「若きショーペンハウアーにおける「表象としての世界」の構想——ショーペンハウアー研究の新視角を求めて(第一部)」, 『武蔵大学人文学会雑誌』, 第19巻, 第3・4号, 39-66頁
- (1989). 「若きショーペンハウアーにおける「意志としての世界」の構想——ショーペンハウアー研究の新視角を求めて(第二部)」, 『武蔵大学人文学会雑誌』, 第20巻, 第3・4号, 1-32頁
- 高橋陽一郎(2000). 「ショーペンハウアー意志論の再構成」, 鎌田康男・斎藤智志・高橋陽一郎・臼木悦生編 『ショーペンハウアー哲学の再構築——『充足根拠律の四方向に分岐した根について』(第1版)訳解』(223-258頁), 法政大学出版局

〔京都大学大学院修士課程・西洋近世哲学史〕